平成３０年（フ）第２０８７号
大阪市中央区常盤町２丁目３番16号
債務者　株式会社ああと屋
代表者代表取締役　中村　教二
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷　　真介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月30日午後２時
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２０８８号
大阪市中央区常盤町２丁目３番16号
債務者　株式会社ヘルスサポート
代表者代表取締役　中村　教二
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷　　真介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月30日午後２時
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１０１９号
横浜市中区翁町２丁目８番地15コンフォリア横濱関内403
債務者　司法書士法人リーガルハンズ
代表者清算人　井口　　学
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野木　大輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月５日午後２時20分
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第２３４号
埼玉県草加市栄町１丁目８番16号
債務者　ＢＡＮＮＡＩ精密運輸株式会社
代表者代表取締役　坂内　貴明
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横家　　豪
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月７日午前10時15分
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第１１０７号
横浜市都筑区南山田町4024番地
債務者　有限会社あざみ野企画
代表者取締役　穴澤ミヨ子
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大塚　達生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月10日午前10時40分
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１１４号
群馬県高崎市あら町３番地６ラポール高崎ビル３階
債務者　アメイジング株式会社
代表者代表取締役　袖山　俊樹
1　決定年月日時　平成30年６月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木村　仁美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月12日午前10時20分
前橋地方裁判所高崎支部

平成３０年（フ）第１１５２号
横浜市保土ケ谷区川島町693番地２
債務者　有限会社山口工務店
代表者代表取締役　山口　浩司
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　鉄平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月13日午前11時10分
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第６６７号
さいたま市中央区新中里３丁目18番17号
債務者　有限会社ワイワイ
代表者代表取締役　山本　裕子
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　矢澤　陽介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月25日午前10時
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第８６号
群馬県高崎市柳川町37番地
債務者　有限会社ロコ
代表者代表取締役　吉村　洋子
1　決定年月日時　平成30年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮森　惣平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月26日午後２時30分
前橋地方裁判所高崎支部

平成３０年（フ）第３９号
滋賀県彦根市平田町495番地４
債務者　有限会社藤本物流
代表者取締役　藤本　忠夫
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森田　重樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年10月１日午前10時30分
大津地方裁判所彦根支部

平成３０年（フ）第２１２２号
大阪市都島区都島北通２丁目６番18号
債務者　株式会社アクセル
代表者代表取締役　土野　英顕
1　決定年月日時　平成30年６月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森井　祐吾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月６日午後２時
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成３０年（フ）第３４３９号
東京都世田谷区用賀４丁目19―13　吉武ビル
債務者　吉武　道子
1　決定年月日時　平成30年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　洋美
4　破産債権の届出期間　平成30年７月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年７月26日午前10時
6　免責意見申述期間　平成30年７月26日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３４５９号
東京都墨田区立川３丁目７－７―301
債務者　村松　安男
1　決定年月日時　平成30年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金山　伸宏
4　破産債権の届出期間　平成30年７月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年７月26日午前10時
6　免責意見申述期間　平成30年７月26日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３５１９号
東京都豊島区南大塚１丁目30―８―205
債務者　櫻井　靖之
1　決定年月日時　平成30年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三島慶太郎
4　破産債権の届出期間　平成30年７月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年７月26日午前11時
6　免責意見申述期間　平成30年７月26日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３５２６号
東京都杉並区方南１丁目32―３―202
債務者　竹田　佳代
1　決定年月日時　平成30年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大江　弘之
4　破産債権の届出期間　平成30年７月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年７月26日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成30年７月26日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３５３６号
東京都渋谷区幡ヶ谷３丁目39―４―102
債務者　二階堂眞理
1　決定年月日時　平成30年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田崇一郎
4　破産債権の届出期間　平成30年７月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年７月26日午後２時
6　免責意見申述期間　平成30年７月26日まで
東京地方裁判所民事第20部